

本年12月2日から 現行の保険証は発行されなくなります

保険証の新規発行終了後の新規加入者には、事業所記号、被保険者番号等を記載した「**資格情報のお知らせ**」を交付します。マイナ保険証によるオンライン資格確認（医療機関等の受診）を受けることができない場合は、申請により医療機関等への受診に利用できる「**資格確認書**」を交付します。



現在お持ちの保険証について

- 現行の保険証は令和7年12月1日までは、経過措置として医療機関等の受診に利用可能です。
- 保険証の経過措置期間終了日である令和7年12月1日までに資格喪失した場合には、保険証を返却してください。なお、経過措置期間終了後は保険証の返却は必要ありません。

資格情報のお知らせについて

- 保険証の新規発行終了後に当組合に加入する方かつ当組合で登録したデータに誤りがないことを確認した方に、以下の2つの目的のため「資格情報のお知らせ」を交付します。

1. 新規取得時等に被保険者資格等を簡易に把握するため
2. 当組合での資格取得等の手続きおよびオンライン資格確認（医療機関等の受診）手続きが完了したことをお知らせするため

※「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等を受診することはできません。

資格確認書について

- マイナ保険証による**オンライン資格確認（医療機関等の受診）**を受けることができない状況にある方について、医療機関等へ提示することで保険診療を受けられるようにするために、申請により交付します。

マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況の方

1	マイナンバーカードを紛失した・更新中の方
2	マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を援助する必要がある方
3	マイナンバーカードを取得していない方
4	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
5	マイナ保険証の利用登録解除を申請した方（登録解除者）
6	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
7	マイナンバーカードを返納した方

資格確認書の返却

- 「資格確認書」には、有効期限を設けてあります。有効期限前に資格喪失する場合には返却が必要です（有効期限後に資格喪失する場合は返却の必要はありません）。

「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」の申請方法ならびに様式等については、
詳細が決まり次第随時お知らせいたします

問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)